

## 技術検査要領

### (目的)

第1 この要領は、大阪大学が発注する建設工事について行う技術的検査(以下「技術検査」という。)に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (技術検査の実施)

第2 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として、工事成績評定実施細則に定める評定対象工事について行うものとする。

3 技術検査は、原則として請負工事において国立大学法人大阪大学会計規程第45条2項の検査を実施するときに行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において契約権限者が必要と認めたときは、中間技術検査を行うことができるものとする。中間技術検査を行うにあたっての必要な事項は、別に定めるものとする。

### (技術検査を行う者)

第3 技術検査は、当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、契約権限者が命ずる者が行うものとする。

### (技術検査の方法)

第4 第3の規定により技術検査を行う者(以下「検査職員」という。)が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 検査職員は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

### (技術検査の結果の復命)

第5 検査職員は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式1により、契約権限者に復命するものとする。契約権限者は、復命書のうち必要な事項について、別記様式2により、請負者に通知するものとする。

### (工事成績の評定)

第6 検査職員は、技術検査を完了した場合に、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

別記様式1

平成 年 月 日

請負工事 

完 成
既 済 部 分
中 間

 第 回 技術検査復命書

契約権限者

〔部局名、職名〕

〔氏 名〕 殿

検査職員

〔職 名〕

〔氏 名

印〕

工 事 名

請 負 者 〔住 所〕

〔氏 名〕

上記の技術検査の結果について、次のとおり復命する。

1. 工事の概要

請 負 金 額

工 事 場 所

工 事 内 容

契 約 年 月 日

平成 年 月 日

着 工 年 月 日

平成 年 月 日

完 成 期 限

平成 年 月 日

(完 成 通 知

平成 年 月 日)

完 成 技 術 検 査

平成 年 月 日

(既 済 部 分 技 術 検 査 第 回

平成 年 月 日)

(中 間 技 術 検 査

平成 年 月 日)

2. 技術検査対象工事の設計及び施工について改善を要すると認めた事項

3. 現地における指示事項

4. その他

別記様式 2

第 号  
平成 年 月 日

〔 完 成  
既 済 部 分 第 回 〕 技 術 検 査 結 果 通 知 書  
中 間

請 負 者  
〔 住 所 〕  
〔 氏 名 〕 殿

契約権限者  
〔 部 局 名 職 名 〕  
〔 氏 名 〕 ④

平成〇年〇月〇日に実施した（完成、既済部分第 回、中間）技術検査の結果を通知します。

記

1. 工 事 名
2. 契約年月日 平成 年 月 日
3. 工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
4. 技術検査日 平成 年 月 日
5. 技術検査の結果
6. 本件についての問い合わせ先

〔 住 所 〕 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-1  
〔 担当係 〕 国立大学法人大阪大学 施設部 企画課 施設経理係  
〔 電話番号 〕 06-6879-7116（直通）

## 記

### 1 中間技術検査の実施

- (1) 工事における出来形及び品質等の確認は、監督職員が行うことを原則とするが、工事の施工状況により検査職員の検査を特に必要とする場合に、中間技術検査を実施するものとする。
- (2) 中間技術検査の対象工事は別表1及び2を参考とし、契約権限者に申請し、契約権限者が決定する。  
対象工事は、特記仕様書等で実施回数及び実施段階を指定するものとする。
- (3) 中間技術検査が指定された工事は、契約後の現場条件の変化等により、実施回数及び実施段階を変更することができる。中間技術検査の変更は、契約権限者に申請し、契約権限者が決定する。
- (4) 中間技術検査が指定されていない工事で、施行途中の工事等より、契約権限者が特に必要と認めた場合は、中間技術検査を実施するものとする。

### 2 中間技術検査の通知等

- (1) 中間技術検査を実施する検査職員、検査日等必要な事項は、監督職員を通じて請負者に事前に通知するものとする。
- (2) 中間技術検査で確認する工事関係書類等は、中間技術検査の対象部分を原則とする。監督職員は別紙1を参考とし、請負者に工事関係書類等の整理を指示するものとする。  
なお、工事関係書類等の整理は、必要最低限の範囲で行うものとする。

別表 1

## 中間技術検査の対象工事(参考)

対象工事	具体的内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後続工程の進捗により生じる不可視部分に、大きな出来高がある場合</li> <li>・ 特殊な技術、工法を適用し、最初に施工する当該部位の施工状況を施工直後に確認すべき場合</li> </ul>
部分使用を行う工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分使用を行うことにより、後の検査の実施に支障が生じる場合</li> <li>・ 部分使用が広範囲の場合</li> </ul>
その他工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低入札工事のうち、特に品質の確保が重要な場合</li> <li>・ 総合評価落札方式による工事において、完成検査以前に評価項目の判定が必要となる場合</li> </ul>

別表 2

## 中間技術検査を実施する場合の具体的な実施段階(参考)

中間技術検査を実施する場合は、工事の内容等に応じ、表のうち、適宜必要な段階を選択し、実施する。

工種等	実施段階
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分使用を行う工事は、部分使用開始の1週間程度前</li> <li>・ 工場製作が出来高の大半を占める工事は、工場製作の大きな手戻りが発生する直前</li> </ul>
躯体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎配筋工事終了前</li> <li>・ 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、一節目の鉄骨建て方工事終了前</li> <li>・ 鉄筋コンクリート造にあつては、一層目の配筋工事終了前</li> </ul>
内装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初に施工する階の施工開始直後若しくは最初に施工する特殊仕様の室等の施工開始直後</li> </ul>
外構工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装工事開始前後若しくは植栽工事開始前後</li> </ul>
電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初に施工する階の施工開始直後</li> <li>・ 建築仕上工事着手前</li> <li>・ 主要機器搬入直後</li> <li>・ 重要な性能試験時</li> </ul>
機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初に施工する階の施工開始直後</li> <li>・ 建築仕上工事着手前</li> <li>・ 主要機器搬入直後</li> <li>・ 重要な性能試験等</li> </ul>

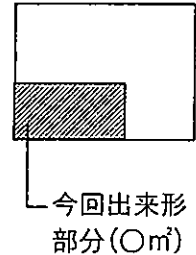
注) 同一施設において別契約の複数工事がある場合、契約毎に実施段階を設定する。

## 別紙1

### 中間技術検査に必要な関係書類等(参考)

中間技術検査に必要な関係書類等は次のとおりとする。

- (1) 契約書(写し)
- (2) 設計図書(現場説明書、質問回答書、図面等)
- (3) 施工体制台帳、施工体系図等(対象工事の場合のみ。)
- (4) 実施工程表(予定及び実施出来高曲線が記入されているもの。)
- (5) 施工計画書
- (6) 施工図等(施工図、製作図、機器製作仕様書等)
- (7) 工事の記録(工事打合書、工事材料搬入報告書、工事写真、見本、品質管理記録等)
- (8) 安全管理に関する記録
- (9) 官公署等への届出書の写し
- (10) 出来形状況図(下図を参考に作成し、技術検査職員に提示する。)
- (11) その他契約書又は設計図書に特記された書類等

書類等名	まとめ方	備 考
出来形状況図	 <p>今回出来形部分(〇㎡)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設計図等を利用し、出来形部分を色塗り、ハッチング等に表示する。</li><li>・ 必要により出来形部分の数量(m、個数等)を表示する。</li><li>・ 図示しにくい場合等は、文章で表現してもよいものとする。</li></ul>